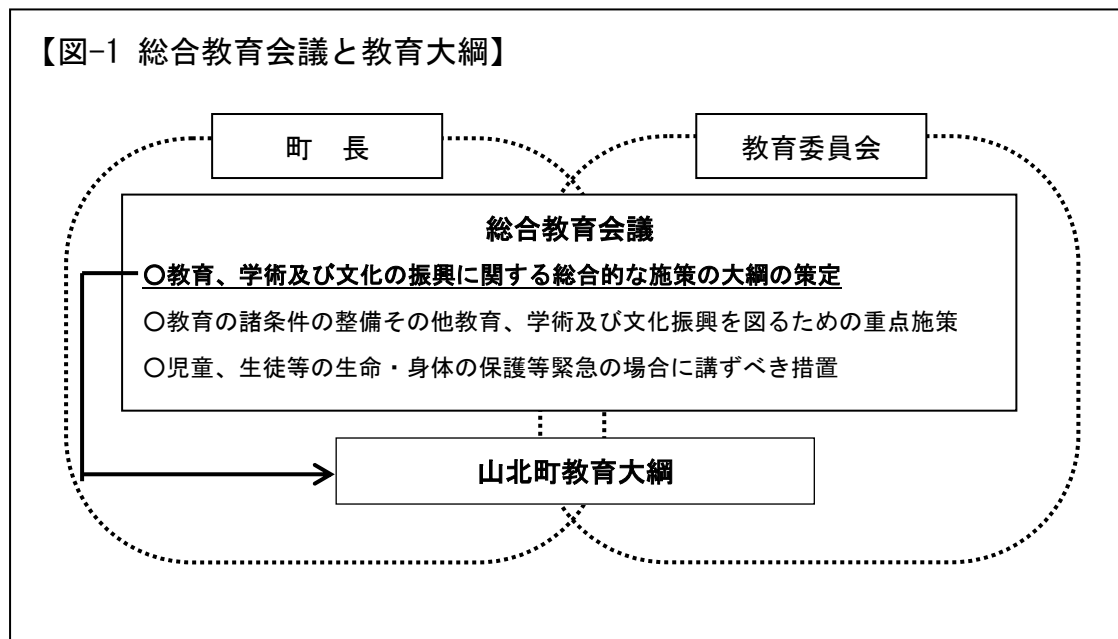


## 山北町教育大綱の改訂について

## 1. 総合教育会議

- 平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、すべての地方公共団体に首長と教育委員会で構成される「総合教育会議」の設置が義務付けられました。
- 「総合教育会議」とは、町長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、本町の教育課題や目指すべき姿などについて共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくために設置されたものです。
- 「総合教育会議」では、「教育行政の大綱策定」「教育の条件整備など重点的に講ずべき施策」「児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急時に講ずべき措置」についての協議・調整を行います。



## 2. 山北町教育大綱

- 教育大綱とは、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本的な方針を定めたもので、「総合教育会議」の場で策定するものです。
- 「山北町教育大綱（以下、教育大綱）」は、町の最上位の行政計画である「山北町第5次総合計画（以下、総合計画）【平成 26～35 年度】」との整合を図り、また、県の「神奈川教育ビジョン」を踏まえるとともに、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して、平成 28 年 2 月 25 日に開催した平成 27 年度第 3 回総合教育会議において策定しました。

- 本町では「総合計画」に基づき、教育行政を推進しているところですが、この「教育大綱」により、本町が目指す「学びと歴史文化を生かしたまちづくり」の方向性を明らかにして、学校や家庭、地域が連携を図り、その目標実現に向け、様々な教育施策を実施しています。
- 本年度、「総合計画前期基本計画（以下、前期基本計画）【平成 26～30 年度】」が最終年度を迎えるため、本町では、「前期基本計画」における主要施策・事業の進捗状況の検証や、町民アンケート等を実施するとともに、社会環境の変化や本町を取り巻く諸情勢に的確に対応するため、来年度から始まる「総合計画後期基本計画（以下、後期基本計画）【平成 31～35 年度】」の策定を現在進めています。
- 以上のことから、「教育大綱」についても「後期基本計画」における教育施策に関する基本的事項との整合性を図り、次世代を見据えた教育行政を展開するため、「教育大綱」の改訂について本年度中に実施いたします。
- 改訂する「教育大綱」は、「後期基本計画」の計画年次との整合を図るため、平成 31～35 年度までの 5 か年とします。

